

IMDS入力ルール Ver 3.04

2017年7月17日 プライムアースEVエナジー株式会社



目次

- 1. 調査スケジュール
- 2. IMDS調查方法
 - 1) GADSL
 - 2) IMDSマニュアル
 - 3) IMDSレコメンデーション
- 3. IMDSデータ作成時の注意点
 - 1)均一材料
 - 2) 部品名称、部品番号
 - 3)材料情報
 - 4)物質情報の更新
 - 5) アプリケーションコードの更新
- 4. お問合せ先



1. 調査スケジュール



1	調査依頼	・弊社の品番/品名をメールでご連絡しますので、IMDS調査をお願いします。		
2	調査期間	• 調査期間は約4週間です。		
3	承認	ご回答頂いたデータを確認後、「Accept(承認)」または 「Reject(拒否)」を送信します。修正が必要な箇所については、メールでお知らせします ので、承認となるまで対応をお願いします。		



1/4

IMDS調査は、最新版のGADSLを使用して下さい。 (GADSL(自動車業界標準の管理物質リスト)は年に数回改訂があります。)

■確認方法 ⇒ GADSLホームページ:<u>http://www.gadsl.org/</u>



Welcome to the Global Automotive Declarable Substance List (GADSL) website. Here you will find information related to the GADSL and useful documents that can be downloaded.

The GADSL is the result of the efforts of a global team from the automotive, automotive parts supplier (tier supplier) and chemical/plastics industries who have organized the Global Automotive Stakeholders Group (GASG). The GASG's

Information

GADSL Guidance
Document 2016

■ GADSL Reference List 4

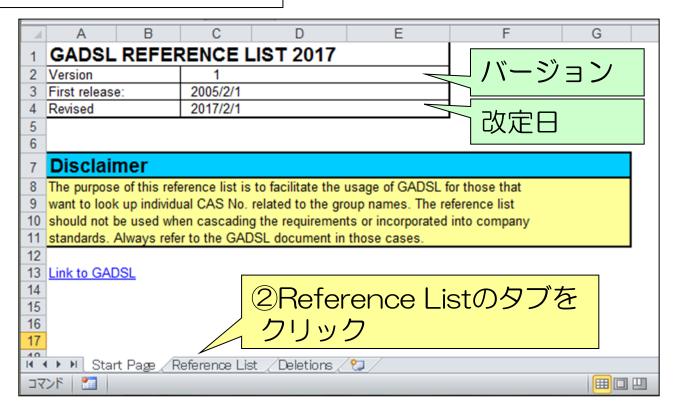
Contact Information

①GADSL Reference Listをクリック



2/4

GADSL Reference List

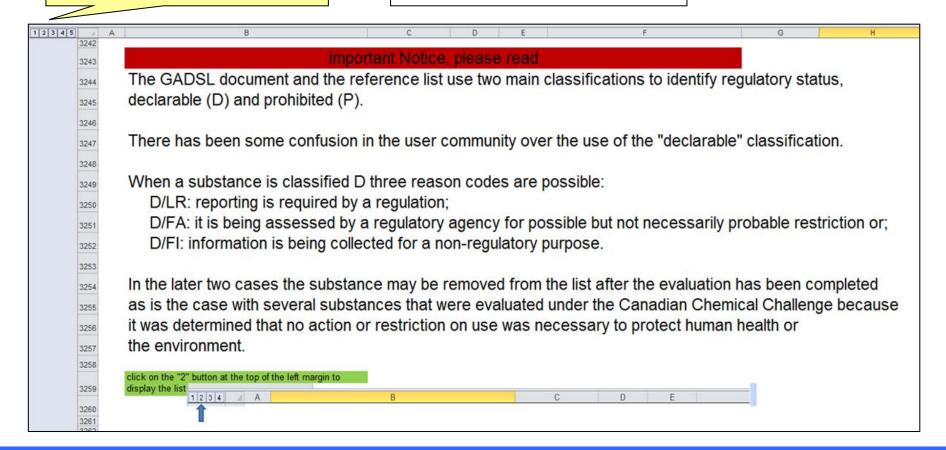




3/4

②「2」をクリック

GADSL Reference List





4/4

GADSL Reference List

③規制物質の名称リストが出て来る

1 2 3 4 5	1/4	Α	В	С	D	
	1	GADS!	Substance	CAS No,	Classificatio n	
+	21	8	4-Aminobiphenyl and its salts, all members		Р	「P」Prohibited 禁止物質
	24	2.0	Ammonium perchlorate	7790-98-9	D	「D」Declarable 申告物質
+	25	10	Aniline and its salts, all members		D	
	33		9,10-Anthracenedione, 1-[(5,7-dichloro-1,9-dihydro-2-methyl-9-oxopyrazolo[5,1-b]quinazolin-3-yl)azo]- (Pigment Red 251)	74336-60-0	D	
	34	12	Antimonytrioxide (Diantimonytrioxide)	1309-64-4	D	
•	35	13	Aromatic amines, selected		D	
+	49	14	Arsenic and its compounds, all members		D/P	「D/P」 用途により禁止
•	213	15	Asbestos fibers, all members		Р	
•	220	16	Asbestos minerals, all members		D/P	



1/4

具体的な入力方法は、「IMDSマニュアル」を参照して下さい。

■確認方法 | IMDS公式ホームページ

http://www.mdsystem.com/imdsnt/startpage/index.jsp

ログイン 初めてご利用頂く方へ IMDSインフォーメーションページ IMDS アドバンスド・ソリューションズ

IMDSへようこそ

MATERIAL DATA

①ログイン以外のタブをクリック

International Material Data System(IMDS)は、自動車産業界向けのマテリアルデータシステムです。このシステムはアウディ、BMW、ダイムラー、DXC、フォード、オペル、ポルシェ、フォルクスワーゲン、ボルボ各社の協働により開発されました。 その後、その他の自動車メーカーがIMDSコミュニティに参加され、さらなる自動車メーカーの参加も検討されています。 IMDSでは、自動車の製造に使用された全材料がデータとして管理されます。自動車製造メーカーおよびそのサプライヤは、このシステムを使用することにより、国際的な標準、法律、規則により課せられた義務を果たすことが可能となります。



2/4

IMDS INFORMATION PAGES

②ヘルプのダウンリスト からFAQをクリック





3/4

ヘルプ/FAQ(よくあるご質問集)

③この画面でスクロールして、 下の方を表示させる





4/4

ヘルプ/FAQ(よくあるご質問集)

FAQ(よくあるご質問集) - その他

IMDSのトレーニングマテリアルは入手できますか?

ここからダウンロードできます。

IMDSユーザーマニュアル(日本語版)

<u>リリース11.0</u>

-更新日:2016/11/11 以下の内容を更新しました。 ・IMDSUリース11.0に対応

IMDSユーザーマニュアル(日本語版)

<u>リリース10.0</u>

-更新日:2015/11/19 以下の内容を更新しました。
- IMD Sリリース10.0に対応

リリース9.0

IMDSトレーニングガイド(日本語版)

IMDSトレーニングガイド(リリース11.0)

(概要編・演習編・カンパニーアドミニストレーター編が収録されています。)

-更新日:2017/06/19 以下の内容を更新しました。

・IMDSリリース11.0に対応

④IMDSのマニュアル類は、 こちらから入手して下さい

「IMDSユーザーマニュアル」 IMDSの機能全般が書かれています

「IMDSトレーニングガイド」 IMDSを初めて利用する場合に 参考にして下さい



1/4

データシートの作成については、「IMDSレコメンデーション」 (IMDS全般の規則およびガイドライン) を順守して下さい。

■IMDSレコメンデーションの確認方法





2/4

MATERIALD ②ユーザーIDとパスワードを入力してログインする ログイン ユーザーID ※IDをお持ちでない方は、御社(仕入先様)の バスワード 「カンパニーアドミニストレータ」に 使用言語 日本語 ユーザー登録を依頼して下さい 🔑 ログイン IDの確認 新しいバスワードの発行依頼 使用条件 ニュース 2017/07/11 (i) REACH update 26th July 2017 and new substances in REACH Annex XIV list 脊绿 企業を登録する Further information you can find under IMDS News. 企業登録の手順について 2017/06/29 🕕 Terms of Use Change 1st July 2017 ヘルブ Details of the changes can be found under IMDS News オンラインユーザーマニュアル IMDSサービスセンターへのお問 い合わせ IMDSトレーニング よくあるお問い合わせ



3/4





4/4



「IMDS 001」 ···IMDS全般の規則およびガイドライン「IMDS 001a」···IMDS001レコメンデーション付属書

⇒こちらの2文書に細かい規則が書いてありますので、 よく読んで順守をお願いします。



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-1) 均一材料

1/2

切削・トリミング・摩耗などの機械的な方法で 複数の材料に分離できない樹脂・金属・合金・コーティングなどは、 「均一材料」の組成として取扱い、 それぞれを個別の材料として登録して下さい。

例) 金属のめっき

めっき 金属 金属とめっきは、それぞれ 別の材料として登録すること ⇒まとめて1つの材料として登 録する事は出来ない



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-1) 均一材料

2/2

IMDS における材料分類

「IMDS 001a」 p.2参照

1.1 IMDS における材料分類の選択

データシートに含まれる材料の分類方法には、組成(材料に含まれる化学物質)、製品[材料分類1~4、7]、特性[分類5]、用途[材料分類6、8、9]によるものが混在しています。しかし、材料の分類は、用途ではなく組成に従って行うことが推奨されます。例えば電子部品に含まれる材料は、組成に従って分類されます(電子部品に使用されている、という用途ではなく、銅といった組成による分類)。一方、樹脂材料は、まず初めに特性に従って分類します。また、材料の分類は可能な限り詳細に行われる必要があります。例えば、1.1 のような分類ではなく、出来れば1.1.1 や1.1.2 のような分類を使用して下さい。

IMDS では、均一材料のすべてを個別の材料として登録することが求められます。「均一」とは、機械的に複数の材料に分離できない均一な材料の組成であることを意味します。ここで言う「機械的に分離」とは、切削、トリミング、摩耗などの方法で材料を分離することを意味します。均一材料の例としては、樹脂、金属、合金、コーティングなどがあります。|

コーティングを施した金属 (例: 亜鉛メッキ鋼板または PVC コーティングを施した銅線) や層状材料 (例: ポリマーで外側被覆した銅) などの材料は均一でないことが多いため、各層を個別の材料として記述し、各材料を適切に分類する必要があります (例: 亜鉛コーティングを 3.3 として分類)。



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-2) 部品名称、部品番号

1/2

①送信先情報の

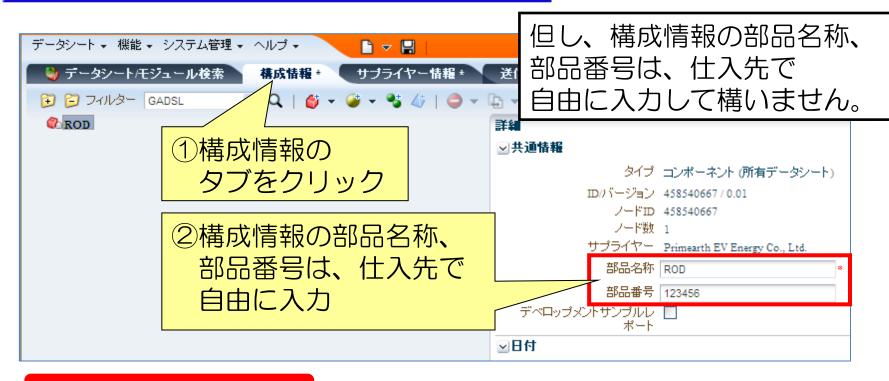
送信先情報の部品名称、部品番号は、 弊社(PEVE)の指定通りに入力して下さい。

タブをクリック データシート ▼ 機能 ▼ システム管理 ▼ ヘルブ ▼ ・データシート/モジュール検索 構成情報 ± サブライヤー情報 * 送信先情報 * 分析 名称 ROD | ID/バージョン 458540667 / 0.01 | ノードID 458540667 | ステータス 編集モード 儲 🖧 🤷 | 🎦 送信 🕞 全送信 | 🏗 社内送信 📑 公開 **☆** ♦ 詳細 ▽ 送信情報 企業 SEMITEC Corporation [27338] 組織。 送信先ステータス 編集モード サブライヤーコード ②送信先情報の部品名称、 名称 ROD 部品番号は、PEVEの 部品番号 BPV3Z001A 指定通りに入力すること 送受信/確認日 なし 転送許可 🔽 ∨ 図面情報



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-2) 部品名称、部品番号

2/2



「IMDS 001」p.7参照

規則 4.2.1.C

最上位ノードの部品名称は具体的な名前であり、該当する顧客の要求と合致していること。 最上位ノードがコンポーネントのデータシートが顧客に送信される場合、顧客側で表示され る部品名称は送信先情報画面で入力した部品名称に置き換わります。



1/5

材料情報は、JAMAシートの材料リストに基づいて入力して下さい。

※メーカー規格での入力も可としている車両メーカーもありますが、 共通の部品があるため、JAMAシートの材料リストのみを使用する 様にして下さい。

「IMDS 001」 p.12参照

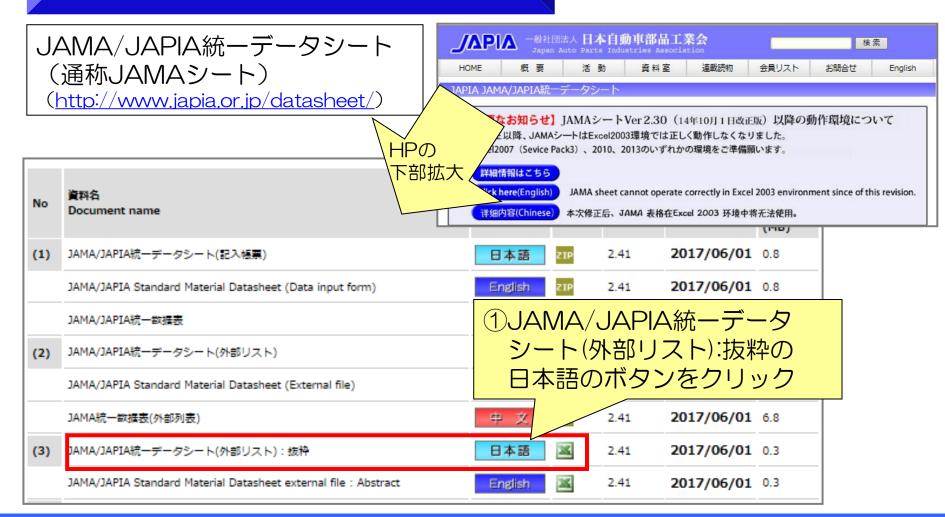
規則 4.4.2.C

材料が公的材料規格に記載されている場合か、または特定のタイプの材料の命名法が公開材料規格で定義されている場合(例: 樹脂に関する ISO 1043-1、ISO 1043-2、エラストマーに関する ISO 1629、熱可塑性エラストマーに関する ISO 18064 など) は、その公的材料規格に準拠した材料名称を使用すること。その例を以下に示します。

JAMAシートにはJIS等の公的材料規格の他に「JAMA」規格があるが、 IMDSのシステムではいずれも公的材料規格として扱われている



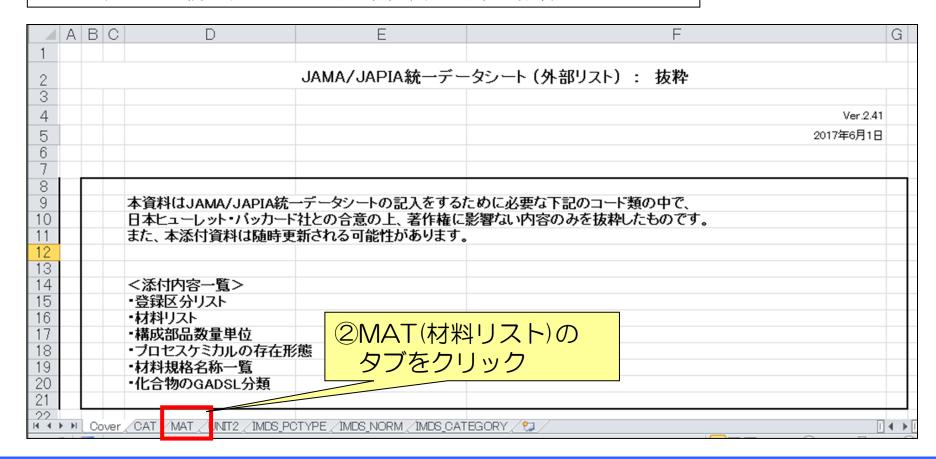
2/5





3/5

JAMA/JAPIA統一データシート(外部リスト):抜粋





4/5

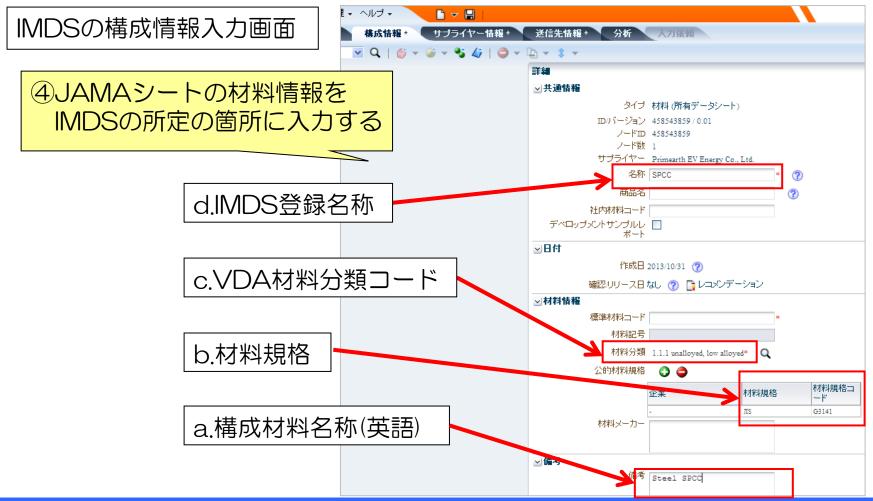
JAMA/JAPIA統一データシート(外部リスト): 抜粋「MAT」ワークシート画面(材料リスト)



③構成材料をリストから選択して、 各情報をIMDSの所定の箇所に入力する



5/5



Primearth EV Energy Co., Ltd.



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-4) 物質情報の更新

1/2

GADSLに変更があった場合、IMDSデータを更新して下さい。

その他

GADSLリスト 物質A 物質A 物質B IMDSデータ 物質C 物質C 材料の 90%の 物質を 開示 物質A 物質A その他 物質B

REACHなどの法規の 改訂により、管理物質 が追加される

追加された管理物質を 含有していたが非開示 であった場合は、開示 にしてIMDSデータを 更新する



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-4) 物質情報の更新

2/2

「IMDS 001」p.4参照

規則 3.2.1.D

GADSL (ルノー社のサプライヤーの場合は BGO リスト) に変更があった場合、ツリー構造内にジョーカー/ワイルドカードが含まれている全てのデータシートをレビューして、ジョーカー/ワイルドカードに置き換えられている化学物質がこの変更により要申告または禁止化学物質に該当するようになっていないかどうかを確認すること。更に、機密扱いの化学物質がその変更により要申告または禁止化学物質に該当するようになっていないかどうかを確認するために、機密扱いとしてマークされている全ての化学物質を同様にレビューすること。要申告または禁止になった化学物質が存在する場合は、法定の期限日までに、要申告または禁止化学物質を非機密扱いとして開示する必要があります。期限日が定められていないか、または期限日まで 6ヶ月を超える時間がある場合は、更新された GADSL の発効日から 6ヶ月以内に再送信を行う必要があります (ただし、OEM がこれより長い時間枠を決定することがあります)。



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-5) アプリケーションコードの更新

1/3

法規の改正でアプリケーションコードが変更された場合は、IMDSデータを更新して下さい。

アプリケーションコードとは、 用途によって規制される物質 の用途分類No. (例:10(b)など)

(例) ELV ANNEX II (適用除外リスト)

10.

鉛含有ガラスまたは セラミックマトリク ス化合物を含む電 気・電子部品



2011年 に細分化 10(a) ガラスまたはセラミック、ガラスまたはセラミックマトリクス部品、ガラスセラミック材またはガラスセラミックマトリクス部品中の鉛を含む電気電子部品

10(b) 集積回路またはデイスクリート半導体の一部であるコンデンサの絶縁セラミック材料に基づくPZT中の鉛

10(C) 交流125Vまたは直流250V以下の電圧のコンデンサ絶縁セラミック材料中の鉛

10(d) 超音波ソナーシステムの温度関連偏向を補償するコンデンサの絶縁セラミック材料中の鉛



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-5) アプリケーションコードの更新

2/3



③該当するアプリ ケーションコード ⇒法改正があった 場合は再選択が



3. IMDSデータ作成時の注意点 3.-5) アプリケーションコードの更新

3/3

「IMDS 001」 p.17参照

4.4.5.a

ガ イド ラ イン ある化学物質が、初めてアプリケーションコードの入力の対象となった時は、その化学物質 が含まれる各データシートを修正して再送信することが望ましい。

> 法改正によるアプリケーションコードの変更も 同様に対応して下さい



4. お問合せ先

内容	お問合せ先
IMDSについて	IMDSサービスセンター
	TEL: 03-4530-9270
	E-mail: jpimds-helpdesk@hpe.com
部品、材料、物質に	プライムアースEVエナジー株式会社
ついて	技術管理部企画管理G
	板垣 幹男
	TEL: 053-577-6381
	E-mail: <u>itagaki@peve.co.jp</u>